

福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成26年10月31日 午後 1時30分 開会 午後 3時 5分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	高橋富美子委員長 片野哲生副委員長 坂田よう子委員 竹内恵美子委員 清水弘子委員 奥津勝子委員（議長）
4 傍聴議員	鈴木京子議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 藤家教育長 大槻総務課長 佐野町民福祉部長 植地福祉課長 高尻副課長兼高齢福祉係長 橋本高齢福祉係主任主事 相田教育部長 岩本学校教育課長 谷河教育総務係長 瀬戸子育て支援課長 佐川生涯学習課長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野昭雄
7 協議等の事項	<p>(1) 「大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」の制定について</p> <p>(2) 「大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（仮称）」の制定について</p> <p>(3) 「中学校給食導入の方向性について」の保護者意見について</p> <p>(4) 国府中学校体育館耐震診断結果について</p> <p>(5) 子ども・子育て支援新制度説明会の報告について</p> <p>(6) 防災ミッションの実施結果について</p> <p>(7) その他</p>
8 その他	一般傍聴 なし

(1) 「大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例  
(仮称)」の制定について

12月定例会に提案予定の「大磯町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」について、担当課から説明があった。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次一括法)が制定され、これまで介護保険法や介護保険法施行規則によって定められていた地域包括支援センターの職員等に関する基準について、町が地域の実情に応じて条例で定めることとなった。これまで国の基準に従って行われてきた内容を引き継ぐ形での条例制定を予定しており、現在パブリックコメントを実施している。

条例は、国が区分した基準に基づき定める必要があり、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の2つの基準の区分がある。省令で定める基準に従い定める「従うべき基準」は、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、この基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもので、主な基準は「人員基準」となる。省令で定める基準を参酌する「参酌すべき基準」は、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもので、主な基準は「趣旨及び基本方針の基準」、「設置基準」、「運営基準」となる。

今回の条例制定にあたり、多くの項目において町の実情に国の基準を上回る内容、または異なる内容を定める特段の事情は認められないことから、原則として国の基準に基づき町の条例を制定することとした。

◎主な質疑

問： 人員基準「職員の人数」の中で、「一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数」が定められているが、大磯町の現状はどうなっているのか。

答： 大磯町では日常生活圏を一つととらえ、大磯地区、国府地区といった分けをせず、一つの地域という考え方の中で、地域包括支援センターを1ヵ所設置している。現在、第1号被保険者数は6,000人を超えているが、実態の運営の中で配置基準よりも多く専門職を配置し対応している。

問： 人員配置はどのようになるのか。

答： 現在、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、ケアマネージャー、9名体制で対応している。

(2) 「大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(仮称)」の制定について

12月定例会に提案予定の「大磯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等

を定める条例(仮称)」について、担当課から説明があった。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次一括法)が制定され、これまで介護保険法により定められていた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」について、町が地域の実情に応じて条例で定めることとなった。大磯町は厚生労働省令で定められていた基準を引き継ぐ条例を制定する。

条例は、国が区分した基準に基づき定める必要があり、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の2つの基準の区分がある。省令で定める基準に従い定める「従うべき基準」は、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、この基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもので、主な基準は「人員に関する基準」、「運営に関する基準の一部」となる。省令で定める基準を参酌する「参酌すべき基準」は、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもので、主な基準は「趣旨及び基本方針に関する基準」、「運営に関する基準の一部」、「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、「基準該当介護予防支援に関する基準」となる。

今回の条例制定にあたり、多くの項目において町の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情は認められないことから、原則として国の基準に基づき町の条例を制定する。ただし、文書の保存期間と事業者の指定要件に暴力団排除を追加することについて町独自の基準を盛り込み、介護予防支援事業のさらなる質の向上に努めたいと考えている。

#### ◎主な質疑

問： 文書の保存期間と事業者の指定要件に暴力団排除を追加したこと以外は、国の基準と変わりないと考えてよいか。

答： 基本的には国の基準をそのまま引き継ぐが、町独自の基準として事業所が保存すべき文書の保存期間を2年から5年に延長する項目、また、大磯町暴力団排除条例に抵触しない事業者を指定する項目を盛り込んだ。

問： 文書の保存期間が5年となり、スペースの確保が問題とならないか。

答： 事業者でも検討する必要がある事業所もあると思うが、これまでも事業所の工夫によりきちんと行っている。

#### (3) 「中学校給食導入の方向性」についての保護者意見について

「中学校給食導入の方向性」についての意見募集結果について、担当課から説明があった。

平成25年度、教育委員会にて「中学校給食の導入に係る教育委員会検討会」を組織し、中学校給食の必要性や実施に向けての課題等の整理・研究を行った。中学校給食のあり方については、教育委員会としての方向性をまとめ、平成26年7月に、保

護者の方々へ説明会を開催した。その後、更なる保護者への周知と意見収集が必要と考え、改めて児童・生徒の全保護者に意見書の概要をまとめたパンフレットを配布し、合わせて自由意見を募集した。

「中学校給食導入の方向性」の概要について記述したパンフレット、教育委員会が方向性を示した「デリバリー給食」についてのアンケート及び自由意見様式を配布し、教育委員会が方向性を示した「デリバリー給食」（調理・配送委託方式）についてどのように思うかを質問した。回答の結果、賛成 41.3%、どちらかといえば賛成 36.2%、どちらかといえば反対 13.4%、反対 8.8%であった。配布数は、1,992 件、回収数 1,085 件、回収率は 54.5%であった。

自由意見として、「賛成」の方の意見としては、「早く給食にして欲しい」、「家庭弁当は栄養の偏りや夏の食中毒など神経を使う」、「弁当作りに負担を感じているので助かる」、「将来的には、自校給食への転換を期待したい」といった意見が多くあった。

「どちらかといえば賛成」の方の意見としては、「弁当は栄養が偏ってしまう」、「将来的には自校給食への転換を期待したい」、「家庭弁当と給食を選択できる方式にしてほしい」、「アレルギー対応ができないのは残念」、「業者選定については予算だけで決めないで欲しい」といった意見があった。「どちらかといえば反対」の方の意見としては、「自校式導入を強く希望する」、「給食は賛成だが、デリバリー給食は反対」、「食材や衛生面、集団食中毒など業者に不安を感じる」、「給食はおいしく温かいものを提供するものであってほしい」といった意見があった。最後に「反対」の方の意見としては、「給食そのものが反対」、「どうしても給食にするというなら選択性にすればよい」、「親の負担軽減を優先にはいけない」、「何十年も先の未来を見据えて政策を考えて戴きたい」、「お弁当作りは子どもたちとのコミュニケーションの一つ」といった意見があった。

最後に、保護者が給食実施に向けて期待していること、課題と考えていることをまとめた。1 点目は「まずは、給食の早期導入を期待しているが、将来的には自校方式の実現を望んでいる。」、2 点目は「デリバリー給食を導入するにしても、家庭弁当と自由に選択できることを望んでいる。」、3 点目は「食事量の調節を心配している。」、4 点目は「委託業者について、衛生面、食材の安全面、アレルギー対応を含む事業内容などの情報、業者の選択方法の検討、試食会などを望んでいる。」といった声があった。

資料のまとめ及び保護者の自由意見については、大磯町情報コーナー、大磯町ホームページにて公表していく。

#### ◎主な質疑

問： アンケート調査の回収率がもう少し高ければ良かったと思う。アンケート調査はどのような方法で行ったのか。

答： 小学校、中学校の全保護者を対象に、学校で子どもたちにアンケート様式を配布、回収した。

- 問： 自校方式での給食を望む声もあるが、中学校給食は「デリバリー方式」で行うのか。
- 答： 今回、様々な事情を考慮し「デリバリー方式」という方向性は示したが、教育委員の中でも将来的に自校方式での給食を諦めないでほしいと言った意見もある。業者委託で行うことから1、2年でデリバリー給食を止めることはできないが、ある程度実施した上で、状況を見て、給食方式の転換も可能と考えている。
- 問： 町が進めようとしている「デリバリー方式」での全員給食は、最低給食以下になることを回避するために行うように思えるが。
- 答： 給食を選択性にした場合、最低食数以下になると自治体の持ち出しになるという課題もあるが、第1に「教育」、全員給食として食育を進めていきたいということが第1にある。
- 問： デリバリー方式での給食を受託する業者は、決定しているのか。
- 答： 当然業者はまだ決まっていない。委託業者選定にあたってはプロポーザル方式で行い、職員だけでなく保護者代表なども入れた中で決めていきたいと考えている。
- 問： アレルギーを持っている子どもの場合には、全員給食の原則は取り払うという考え方で良いか。
- 答： 現在、小学校ではアレルギー対応を行っている。アレルギーには程度があり、主食がダメな子どもについては、家庭の弁当をお持ちになる子どももいる。その他に、例えばエビや卵がダメな場合には、食材を代替するなど細かな対応を行っている。デリバリー方式での給食の場合には、委託となるためそこまでの対応は難しい。そのため、家庭弁当をお持ちいただくことになると考えている。
- 問： 自校方式での給食の要望は多い。デリバリー方式での給食がスタートするが、今後の自校方式での給食への検討は、どのような形で行っていくのか。
- 答： 教育委員の意見としても、自校方式がベストという考えを持っている。デリバリー方式での給食を始めるが、何年か経った上での検証が必要と考えている。予算だけでなく、場所の問題などもあるが、問題が解消されれば不可能ではないと考えている。
- 問： 直ぐに給食が始まると思っている保護者もいる。給食は何時から始まるのか。
- 答： 今後、政策決定、施設改修、業者選定が必要となる。業者については時間を掛け選ぶ必要もあることから、早くて27年度以降になると考えている。
- 問： 中学校給食実施にあたり、なぜ小学生の保護者も対象としアンケート調査を行ったのか。
- 答： 将来的に中学校にあがるということで、小学生の保護者も対象にアンケート調査を行っている。
- 問： 中学生は運動量も多くお腹も空くが、ご飯の量は調整できるのか。
- 答： ご飯については、御代わりを用意できるようにしたいと考えている。

問： デリバリー方式で温かい給食を提供できるのか。

答： 教育委員会検討会で視察を行い、試食を行った。そこでは、おかずは常温だったが、ご飯は保温箱で配布されていたため、ほんのり温かいという状況だった。熱いのは無理だが、そのような状況は保てると考えている。

#### (4) 国府中学校体育館耐震診断結果について

大磯町立国府中学校体育館耐震診断の結果について、担当課から説明があった。

国府中学校体育館の老朽化に伴う改修事業計画の推進にあたり、生徒・教職員等により安全・快適な学習環境等を提供するため、耐震性診断を実施し安全性を確認する目的で実施した。

平成26年5月15日耐震診断調査委託契約を清田育男計画設計工房と締結、その後、2回の耐震判定委員会の判定を受け、10月2日建築物耐震改修等評価書を受理している。

耐震診断の対象建築物は大磯町立国府中学校体育館、鉄筋コンクリート造（屋根S造）、地上2階建・延床面積1,525㎡、建築年度は昭和57年度、構造耐震判定指標はIs値0.75としている。

体育館をX方向とY方向、1階、2階の4ゾーンに分け耐震診断を実施した。その結果、1階のX、Y方向、2階のY方向はIs値0.75以上で耐震性を十分満たしているという結果になったが、2階のX方向はIs値0.36でIs指標値0.75を下回る結果となった。耐震診断と同時に補強基本計画を策定した。計画では2階X方向がIs指標値を下回ったため、柱の外側に補強壁等を増設して耐力の向上を図る必要があるとなっている。具体的な補強方法については、今回の調査委託の中で別途提案を受ける予定である。

また、耐震診断と同時に、天井に設置されているバスケットボールのゴールや照明器具、天井など付属部品等の検討を行った。その結果、バスケットボールのゴールの取り付け部、照明器具の吊り元に支障は見られなかった。天井部分については吊りボルトのピッチ等に問題はないが、再塗装が望まれる。屋根は雨漏り等が一部あることから改修時に雨漏り等の改修が望まれるといったコメントをいただいた。想定される建物の損傷については、柱の破壊形式は曲げ破壊のため脆性的な破壊とはならず、ステージ側及びトレーニングルームの柱がゆっくりと一部損傷すると考えられるが、中央のアリーナ部分の崩壊は考えにくいといったコメントをいただいた。

今後の予定については、平成26年12月議会において耐震補強設計委託を行うため補正予算を計上、平成27年3月議会では耐震補強工事を行うため平成27年度の当初予算を計上、その後予定金額が5,000万円以上の場合には6月議会において工事請負契約議案の提案をし、7月以降に耐震補強工事を実施したいと考えている。

## ◎主な質疑

問： 国府中学校体育館は、屋根などいろいろな箇所に錆が出ている。外壁も酷く、かなり手直しが必要と思われるが、その辺はどのように考えているのか。

答： 老朽化に伴う改修を行いたいということで進めている。教育委員会としては、雨漏り等の状況もあることから改修も含め行いたいと考えている。

問： 補正は12月議会で大丈夫なのか。臨時会も開催が予定されている。臨時会に提案するなど、もう少し早い方が良いと考えるが、如何か。

答： 設計にあたり検証や準備にある程度時間が掛かることから、今の想定では12月議会で提案したいと考えている。

## (5) 子ども・子育て支援新制度説明会の報告について

町内の未就学児童を養育する保護者を対象に実施した、「子ども・子育て支援新制度説明会」の概要について、担当課から説明があった。

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、制度の概要や利用手続きの変更点などについて、保護者への周知を図るために9月17日（水）から9月29日（月）まで、町内の幼稚園・保育園などの子育て関連施設9カ所で就学前の保護者を対象に説明会を実施した。説明会では、新制度の概要や利用者負担、町の保育料の考え方、入園等の手続方法の変更点などについて説明を行った。

参加人数は9カ所で延べ252名であった。質問は述べ100件、内容は大きく分け6点あり、「入園等手続きについて」、「保育料・補助等について」、「町立幼稚園の充実について」、「認定こども園について」、「保育内容等について」、その他として全般的な質問をいただいた。

## ◎主な質疑

特になし

## (6) 防災ミッションの実施結果について

防災ミッションの実施結果概要について、担当課から説明があった。

中学生が被災地を訪問し学習するという目的で防災ミッションを実施した。全体スケジュールは、大きく事前学習、被災地訪問学習、事後学習となる。事前学習を3回実施し22名が参加、被災地訪問学習には19名の中学生が参加した。被災地訪問学習同行者として、大磯町災害時支援ボランティア3名、危機管理対策室2名、スポーツ健康課（保健師）1名、事務局である生涯学習課3名、計9名が同行した。

被災地訪問先を宮城県の南三陸町とし、8月18日（月）から20日（水）の日程で訪問した。現地では、ボランティア活動として除草作業などを実施、仮設住宅居住者との交流会も行っている。被災地訪問学習終了後は、学習のまとめとして壁新聞を作成し10月2日（木）から町施設において巡回展示を行っている。

◎主な質疑

特になし

(7) その他

その他として、財務省が公立小学校の1年生で導入されている35人学級を見直し、1学年40人体制に戻すような方針を固めたことに対し、今後、委員会として協議していくこととなった。

その他委員会からの意見はなく、福祉文教常任委員会協議会を終了した。

---

---